

大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進協議会 設置要領

(名 称)

- 1 この会議は、「大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

- 2 協議会は、環境省北海道地方環境事務所が策定（策定後の変更も含む。）する大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画（以下「適正利用推進計画」という。）の案について検討、協議し、策定された適正利用推進計画の円滑な実施に協力し、大雪山国立公園松仙園地区の適正な利用の推進に資することを目的とする。

(協議会の活動)

- 3 協議会は、次に掲げる事項の検討を行う。
 - (1) 適正利用推進計画の案又は変更案に関する事項
 - (2) その他、協議会の目的を達するために必要な事項

(構 成)

- 4 (1) 協議会は、それぞれの役割に応じて適正利用推進計画の実施に協力する機関・団体であって、別表に定める機関・団体により構成する。
 - (2) 専門的な助言等を得るため、会長が必要に応じて出席を求めることにより、協議会に構成員以外の専門家等が参画できることとする。

(会 長)

- 5 (1) 協議会に、会長を置く。
 - (2) 会長は、北海道地方環境事務所長が務める。
 - (3) 会長は、会務を統括するほか、必要に応じて協議会を招集する。
 - (4) 会長は、協議会の議事を進行する。なお、自ら協議会に出席することができない場合は、あらかじめ、協議会の議事進行にあたる会長代理を指名することができる。

(事務局)

- 6 協議会の事務局は、環境省北海道地方環境事務所上川自然保護官事務所及び東川自然保護官事務所でおこなう。

(情報公開)

7 協議会は公開とする。ただし、希少な動植物の保護、プライバシーの保護等、慎重な取り扱いを必要とする情報については非公開とすることができる。

(改正)

8 この要領は、構成員の発議により、協議会の合意を得て、改正することができる。

(附則)

9 この要領は平成28年12月22日から施行する。